和泊町営住宅優先入居事務取扱要領を次のように定めた。 平成27年10月1日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町営住宅優先入居事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和泊町営住宅への特別入居等に関する要綱(平成27年和 泊町要綱第 号。以下「要綱」という。)第2条第2号に定める町営住宅への (以下「住宅」という。)優先入居の取扱いに関する基準等について定めるも のとする。

(優先入居の対象者)

- 第2条 優先入居の対象者は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
  - (1) 災害により住宅が滅失した世帯
  - (2) 入居申込者等に、次のいずれかに該当する障害者がいる世帯
    - ア 身体障害者にあっては、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生 省令第15号)別表第5号の1級から4級の障害がある者
    - イ 精神障害者にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3 級の障害がある者
    - ウ 知的障害者にあっては、イの精神障害の程度に相当する障害がある 者
    - エ 戦傷病者にあっては、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号 表の 3 の第 1 款症以上の障害がある者
  - (3) 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者で平成23年3月11日 時点で、対象地域(平成26年6月18日付け国住備第32号国土交通省住 宅局長通知別表に掲げる市町村)に居住していた避難者がいる世帯
  - (4) 入居申込者等に、次のいずれかに該当する配偶者又は配偶者からの暴力被害者(DV被害者)がいる世帯
    - ア 配偶者又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力被害者の世帯
    - イ DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の

規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から5年を経過していない者

- ウ DV法第 10 条第 1 項 (同法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者
- (5) 入居申込者等に、次にいずれかに該当する犯罪被害者等のいる世帯
  - ア 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった世帯
  - イ 犯罪により住宅が滅失し又は著しく損壊したために居住することが できなくなった世帯
  - ウ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった世帯
  - エ 犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することができなくなった者がいる世帯

(入居対象者の確認)

- 第3条 前条の規定により優先入居の申込みを行う者は、次の各号のいずれかに該当する書類を提出し、優先入居対象者の確認を受けるものとする。
  - (1) 罹災証明書
  - (2) 障害者手帳の写し
  - (3) 住民票 (平成 23 年 3 月 11 日時点で対象地域に居住していたことが分かる書類)
  - (4) 配偶者暴力相談支援センター等関係機関が発行する証明書
  - (5) DV被害者等保護証明書(第1号様式)
  - (6) 病院等が発行する証明書
  - (7)被害状況等申告書(第2号様式)
  - (8) その他、町長が特に必要と認める書類

(優先入居の実施方法)

- 第4条 優先入居は、町営住宅に空き家がある場合にのみ行うことができる。
- 2 優先入居申込者が多数の場合は、抽選により入居者を決定することとする。
- 3 前項の規定による抽選において,落選した申込者は空き家待ち順位登録者 に優先して登録する。
- 4 正当な理由なく、優先入居を拒んだ場合は、優先入居の取扱いを行わないことがある。

附則

この要領は平成27年10月1日から施行する。

年 月 日

## DV被害者等保護証明書

和泊町長 殿

氏 名	生年月日	昭和・平成	年	月	月	

上記の者について,

□ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第 3号の規定により

「 平成 年 月 日~平成 年 月 日の間一時保護していた 平成 年 月 日から一時保護している

□ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条の規定に より婦人保護施設に

平成年月日~平成年月日から一時保護している

□ 配偶者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力により、 母子生活支援施設に

 平成
 年
 月
 日~平成
 年
 月
 日の間保護していた

 平成
 年
 月
 日から一時保護している

ことを証明します。

MINIMUS ON DAME C. P ON							
	受理機関			受理者			
	被害状	:況等申	告書				
					年	月	日
和泊町長	殿						
		申告者	首住所				
		氏名					印
			自宅				
		電話	携帯				
			勤務先				

次のとおり犯罪被害の状況を申告します。

犯罪被害者の氏名・職業・ 年齢	
犯罪被害の発生年月日	
犯罪被害の場所	
犯罪被害の模様	

	ļ	П П	名	数	量	時	価		特	徴	所	有	者
被													
害													
金													
口口													
その他参考となる													
べき事項													
事件	#届占	出警察	署等										
警察	Ž	照会年	手月 日				照会	:機関			回答者		
町		受理年	<b></b>				受理	!機関			受理者		

年 月 日

和泊町長 殿

## 同意書

私は、和泊町営住宅優先入居事務取扱要領に基づいて町営住宅への入居を希望するにあたり、提出した被害状況等申告書の内容を和泊町が、警察等関係機関に照会することに同意します。